

議案第26号

令和8年度 川根本町訪問看護事業特別会計予算

令和8年度川根本町の訪問看護事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,190千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000千円と定める。

令和8年3月2日提出

川根本町長 藺田 靖邦

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 : 千円)

款	項	金 額
1 サービス収入		11,397
	1 介護給付費収入	6,248
	2 予防給付費収入	905
	3 医療給付費収入	2,427
	4 利用者負担金収入	1,817
2 繰入金		13,790
	1 一般会計繰入金	13,790
3 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		25,190

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 サービス事業費		25,190
	1 居宅サービス事業費	25,190
歳 出	合 計	25,190